

水戸・勝田都市計画区域区分の変更（茨城県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分 「計画図表示のとおり変更する」

2. 人口フレーム

区分	年次	2020年（令和2年） (基準年)	2030年（令和12年） (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		565.8千人	555.7千人
市街化区域内人口		375.2千人	360.2千人
保留する人口		—	0.5千人

理由

本都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」や都市計画基礎調査等を踏まえ、本案のとおり区域区分の変更を行い、本都市計画区域の計画的な市街化を図るものである。